

③増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50％に相当する額を限度とします。
ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90％に相当する額を限度とします。

！ ご注意ください

保険料の払込方法について
ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます（現金により払い込むことも可能です）。
なお、ご契約時に保険料を払い込む方法の場合は、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。
詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

万一、事故が起こった場合

（万一、事故が起こった場合の手続き）
・万一事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料） 事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または左記までご連絡ください。
※24時間・365日受付
※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。
※お掛け間違いにご注意ください。

●このホームページは「動産総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず『重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明』をご覧ください。
また、詳しくは『普通保険約款・特約集』をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
なお、保険料払込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります）。
ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。

●取扱代理店は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。
したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
横浜支店 横浜第一支社
神奈川県横浜市中区本町5-48
TEL050-3462-6480
●ご相談・お申込先
【取扱代理店】
株式会社アイビーコンサルタント
神奈川県横浜市港北区大戸町3 5 3 日建ビル1 階
TEL045-439-5014
メールアドレス shopmaster@ivyhoken.xn.shopserv.jp

(2025年4月承認)A25-100238